

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（事業承継 M&A、BCP・事業継続力強化計画策定・運用の助言・支援、等）
- b. IT 実装支援（IT 人材育成の助言、情報＆サイバーセキュリティ対策の助言・支援、等）
- c. 専門人材マッチング（専門人材および経営管理人材の採用・育成の助言・支援）
- d. グリーン化の取組（CO₂排出量可視化および中小 SBT 認定取得等の助言・支援、脱・低炭素化に資する最適ソリューションの情報収集・紹介・導入支援、等）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはばかに積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

- (1) 当社は、自社の経営理念に従い、多くの事業者と相互に協働・共栄できる関係を構築し、事業活動を通じて、顧客や社会へのお役立ちにつながる価値の創造および提供に取り組んでおります。
- (2) 健全なパートナー関係に基づき、サプライチェーン全体での事業的・社会的価値を一層高め（付加価値向上）、その創出価値の公正・適正な配分（価格転嫁）を促す「パートナーシップ構築宣言」制度の趣旨および社会・経済的な意義に賛同するものとして、本制度の普及・啓発にも取り組んでまいります。

令和 7 年 4 月 17 日
(令和 8 年 1 月 1 日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

EMS G 経営パートナーズ株式会社
企 業 名

代表取締役 吉村 修二
役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。